

## Yonabaru フィッシングフェス競技規則

本規則は、Yonabaru フィッシングフェス（以下「大会」という。）の安全確保と円滑な大会運営を行なうため設ける。

**第1条** 参加希望者は、大会要項及び競技規則の内容に同意した上で所定の手続きをとり、参加資格を得るものとする。また18歳以下の参加には、保護者の承諾を必要とする。

2 トローリング部門に参加するチームは本大会の説明会議（艇長会議）に必ず出席するものとする。

**第2条** 競技種目は次のとおりとする。

①トローリング部門

**第3条** 対象魚は次のとおりとする。

カジキ類、マグロ類

2 上記のうちトローリング部門は1尾の重量がカジキ類50kg以上、マグロ類10kg以上を審査の対象とする。

**第4条** 競技は大会長の合図によりスタートし、17:00までに与那原マリーナ帰港を以て終了する。ただし、14:00の競技終了時間直前にヒットした場合は、その旨を大会本部に報告し指示を受けること。この場合、何の連絡もなく時間を守らなかった時は失格とみなす。

2 17:30までの遅刻は審判長の判断によるものとし、それ以後の帰港者は失格とする。

3 参加者は大会当日まで自己の責任において健康管理を行い、新型コロナウィルス感染防止の為、大会当日はマスク着用及びアルコール消毒を行い、競技中においても人ととの距離については、一定の距離を保ちつつ、競技を行うものとする。

**第5条** 競技上の安全確保のため、大会当日に海上波浪警報等が発令された場合は競技を中止する。ただし、台風接近の影響若しくは新型コロナウィルス感染拡大の懸念が考えられるときには、事前に中止及び延期の決定を行い、これを参加者に通知する。

2 波浪注意報及び海上濃霧注意報等発令中の場合は、波高・風速・視界など実情を考慮して、競技進行（時間の変更、短縮及び中止）については、事務局が審議し、実行委員長の判断を経て事務局長が通知する。

3 第1項及び第2項の経緯により、大会が中止になった場合においても、参加費の返金は認めないものとする。

**第6条** 船上においての安全確保のため、競技者は艇長の指示に従って競技を行うこと。

**第7条** 競技者は時間を厳守し、競技の進行に支障をきたさないように留意すること。

また、体調悪化等により競技を途中棄権するときは、速やかに事務局へ連絡すること。

**第8条** 競技者は不当な申告等その他釣り人らしからぬ行為が見受けられたときは失格の原因となり、次回大会以降の参加資格を失う。

**第9条** オーナーボート（自船）の使用を原則とし、割振りについては予め抽選によって決める。ただし、競技者間の申し合わせにより、抽選以外の方法により決めることもできる。

2 ボート 1 艇につきトローリングの場合、艇長含めクルーを 3 名以上とする。

**第10条** 参加費については、1 艇ごとに参加費を支払うものとする。

**第11条** 釣果の検量及び審査は、競技者立ち会いのもとで行うこと。

2 検量及び審査の後、写真撮影を必ず行うこと。

**第12条** 釣果は競技者に所有権を有し、釣果の取り扱いについては必ず事務局に通告しなければならない。

ただし、釣果の取扱いについて事務局に通告なき場合は、所有権を放棄したものとみなす。

**第13条** 競技審判長及び艇長は、ルールに違反した競技者について事務局の指示のもとに、違反者を失格させる権限を有する。

**第14条** 事務局の決定事項、又は他競技者の行為に対する異議申立を希望する競技者は、帰港 30 分以内に書面をもって事務局に申し出ること。

2 事務局は競技者の申立に対し裁定する。この裁定は、最終決定である。

**第15条** 表彰は、本規則第 3 条第 2 項に定める魚を対象として、各チーム（個人）が釣り上げた魚一匹の重量で魚種ごとに行う。

2 対象の魚種ごとに、最大重量の 1 匹のみ表彰の対象とする。

**第16条** この規則に定めるもののほか、本大会の運営上必要な細則は、事務局が別に定める。